久留米市市民センター警送品

警備輸送業務仕様書

久　留　米　市

久留米市市民センター警送品警備輸送業務委託仕様書

１．業務の目的

本業務は、久留米市内５か所の久留米市市民センターで収納した現金、有価証券及び文書等（以下「警送品」という。）の警備輸送（以下「警送」という。）を、安全、円滑かつ確実に遂行するもの。

２．業務期間

業務の期間は令和９年４月１日～令和１０年３月３１日までとする。

３．履行場所（受取り及び引渡し場所）

下表に記載する市民センターと市が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）

	機関名	所在地
警送品が入った警送かばんの受取り場所	耳納市民センター	久留米市善導寺町飯田 202 番地 6
	千歳市民センター	久留米市東合川八丁目 6 番 21 号
	高牟礼市民センター	久留米市御井町 2259 番地 3
	上津市民センター	久留米市上津一丁目 13 番 21 号
	筑邦市民センター	久留米市大善寺町宮本 165 番地 12
警送品が入った警送かばんの引渡し場所	福岡銀行久留米営業部（指定金融機関）	久留米市日吉町 16 番地 18
指定金融機関からの文書等が入った警送かばんの受取り場所	福岡銀行久留米営業部（指定金融機関）	久留米市日吉町 16 番地 18
指定金融機関からの文書等が入った警送かばんの引渡し場所	耳納市民センター	久留米市善導寺町飯田 202 番地 6
	千歳市民センター	久留米市東合川八丁目 6 番 21 号
	高牟礼市民センター	久留米市御井町 2259 番地 3
	上津市民センター	久留米市上津一丁目 13 番 21 号
	筑邦市民センター	久留米市大善寺町宮本 165 番地 12

４．業務内容

(1) 業務の流れ

①受注者は、「３．履行場所」に規定する

各市民センターから警送品が収納された警送用のかばん（以下「警送かばん」という。）を集荷すること。

②受注者は、集荷した警送かばんを指定金融機関に輸送するまで自社で安全に保管すること。

③受注者は、上記①②で集荷・保管した警送かばんを指定金融機関に警送し、引き渡すこと。

④受注者は、上記③の引渡しの際に、指定金融機関からの文書等が入った警送かばん

を回収すること。

⑤受注者は、上記④で回収した警送かばんを集荷元の各市民センターに返却すること。

(2) 警送かばんの集荷・保管・回収及び返却

①警送かばんの開錠施錠は、各市民センター職員又は指定金融機関職員が行う。

②受注者が、各市民センターから警送かばんを集荷するときは、発注者が指定する場所で行い、顔写真及び身分証明書番号が掲載された社員証を呈示すること。

また、各市民センターから警送品が収納された警送かばんを受領する際は、各市民センター職員の立会いのもとに、警送かばんの施錠、外装異常の有無及び警送かばんの数量を点検・確認した上で受け取り、所定の書類に押印すること。

③警送かばんの自社での保管は、会社内でも立入可能な社員が限定されるなどアクセスが制限され、防犯カメラ（監視カメラ）その他のセキュリティ対策が施された個室内で、鍵付きの金庫等で保管するなど、現金保管に十分な管理体制のもと行うこと。

④受注者が、指定金融機関に警送かばんを引き渡すとき、又は指定金融機関から警送かばんを回収するときは、指定金融機関の指定する場所で行い、顔写真及び身分証明書番号が掲載された社員証を呈示すること。

また、警送かばんの受け渡しの際は、指定金融機関職員の立会いのもとに、警送かばんの施錠、外装異常の有無及び警送かばんの数量を点検・確認した上で受け渡しを行い、所定の書類に指定金融機関の受領印を受けること。

⑤受注者が、指定金融機関から回収した警送かばんを各市民センターに返却するときは、当該警送かばんの集荷元の市民センターに返却するものとし、発注者が指定する場所で、顔写真及び身分証明書番号が掲載された社員証を呈示したうえで返却すること。

また、各市民センターに警送かばんを引き渡す際は、各市民センター職員の立会いのもとに、警送かばんの施錠、外装異常の有無及び警送かばんの数量を点検・確認した上で引き渡し、所定の書類に押印すること。

⑥委託業務は、警送かばんごとに、各市民センターから警送品が収納された警送かばんを受領したときから、上記⑤の警送かばんの返却までをもって、１業務サイクルの完了とする。このため、契約期間満了日までに集荷した警送かばんについては、当該業務サイクルが完了するまで業務を完遂すること。

５．業務実施の条件

(1) 業務に従事する者

警送には、運転員及び補助員（以下「警送担当者」という。）の２人であたること。ただし、いずれか１人は、貴重品運搬業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員であること。また、警送担当者は、常に顔写真付き社員証を携帯し、各市民センター及び指定金融機関への入室時には掲示を行うこと。

(2) 警送車両の仕様

本業務における警送車両は受注者の車両とし、無線通信装置その他警備上必要な設備が整った車両を使用すること。

(3) 保険の加入等

受注者は、警送において取り扱う現金等の最大金額（以下「最大金額」という。）を補償する損害保険に加入し、業務履行中に生じた損害について賠償できるよう備えること。また、部内者犯罪等の免責条項等により損害保険が適用されない場合に、自社の資金や別の損害保険等により確実に損害を補填できる体制をとり、警送かばんの逸失等により久留米市に損害が発生した場合は、一切の損害額を速やかに賠償すること。

なお、最大金額は、別に提供する「市民センター各月の１日の最大収納額（**令和 7 年度**)」を参照すること。

(4) 警送かばんの調達

本業務における警送かばんは、市民センターごとに業務履行に必要な数を受注者で準備すること。なお、警送かばんの仕様は以下のとおりとする。

①鍵付きであること。ただし、各市民センターにおける全ての警送かばんは、共通の鍵で開錠施錠が可能なものであること。

②鍵は、各市民センター及び指定金融機関の保管用として各２本（予備含む）を準備し引渡すこと。

③素材は問わない。安全な警送と保管に配慮された強くて丈夫なものであること。

④貨紙幣収納目安として紙幣 600 枚程度、A４用紙が梱包可能であるサイズを満たしたもの。

(5) 三者協議

業務履行にあたり、発注者が必要と判断した場合は、発注者、受注者及び指定金融機関の三者協議を行う。

６．業務実施日等

(1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（１２月２９日から１月３日）を除く毎日。警送時間帯は８時 45 分から 17 時までの間とし、警送回数は１日１回とする。

機関名	所在地	警送対応時間帯
耳納市民センター	久留米市善導寺町 飯田 202 番地 6	８時 45 分～17 時の間で、発注者と受注者間であらかじめ定めた時間帯
千歳市民センター	久留米市東合川 八丁目 6 番 21 号	８時 45 分～17 時の間で、発注者と受注者間であらかじめ定めた時間帯
高牟礼市民センター	久留米市御井町 2259 番地 3	８時 45 分～17 時の間で、発注者と受注者間であらかじめ定めた時間帯
上津市民センター	久留米市上津一丁目 13 番 21 号	８時 45 分～17 時の間で、発注者と受注者間であらかじめ定めた時間帯
筑邦市民センター	久留米市大善寺町 宮本 165 番地 12	８時 45 分～17 時の間で、発注者と受注者間であらかじめ定めた時間帯
福岡銀行久留米営業部 （指定金融機関）	久留米市日吉町 16 番地 18	市民センターで警送かばんを受け取った翌営業日、9 時 00 分～10 時 30 分の間。

(2) 上記（1）に定める時間帯に警送かばんの授受ができない場合は、受注者は、ただちに発注者に連絡し、対応を協議すること。

７．契約時の提出書類

受注者は、契約後速やかに以下の書類を作成し、発注者に提出すること。

①業務責任者及び警備輸送担当者の名簿（警備輸送担当者にあっては、氏名、顔写真、使用する印影及び身分証明書番号が記載されたもの）

②盗難等に対する賠償責任保険の加入状況が分かる資料

③警備輸送担当者の名簿に記載された従業員が受注者の従業員であることを証明する書類（本人の写真が貼付された社員証等）

④「４．業務内容」の（2）「③」において、受注者が警送かばんを保管する際の保管体制に関する説明書

⑤市民センターごとの集荷予定時間及び指定金融機関への輸送予定時間を示す書類

８．業務履行について

(1) 業務履行について、発注者が、受注者の業務が仕様書に適合していないと判断し、手直しあるいは改善を求めたときは、受注者は、速やかに対応すること。

(2) 業務履行にあたって本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。

９．予期せぬ事象への対応について

受注者には、予期せぬ事象が生じた場合でも、警送かばんを保持、管理し、目的地に届けること。ただし指定した日程、時間までの警送が困難な場合は、変更後の集荷時間又は輸送時間等については、発注者と協議すること。

10. その他

(1) 受注者は、本業務の履行にあたり、日本国の法令等を遵守すること。

(2) 受注者は、貨物自動車運送の営業について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第３条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けている又は同法第 36 条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出をしていること。

(3) 受注者は、警備業について、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第２条第１項第３号に規定する現金運搬警備業務について、同法第５条第２項に規定する認定を受けていること。

(4) この業務の全部又は一部を他に委託しないこと。

(5) 受注者は、警送担当者に対して安全運転教育を行うこと。

(6) 受注者は、警送担当者の規律等に関して、一切の責任を負うこと。

(7) 受注者は、業務履行の際に得た業務上の秘密を第三者に漏洩しないこと。

11. 暴力団排除に関する事項

受注者は、契約の履行に当たって、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 暴力団からの不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所管の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 暴力団等からの不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに

発注者に報告するとともに、所管の警察署に被害届けを提出すること。

(3) 排除対策を講じたにも関わらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに発注者と対応に関する協議を行うこと。